

# 令和8年度第1回パートナーシップのまちづくり推進会議 次 第

令和8年4月16日(木)  
午後7時から  
茅野市役所8階大ホール

- 1 開会
- 2 市民憲章唱和
- 3 委嘱書の交付
- 4 会長あいさつ
- 5 自己紹介
- 6 会議事項
  - (1) 副会長の選出
  - (2) パートナーシップのまちづくりと推進会議の役割について
  - (3) 準備委員会委員について
  - (4) パートナーシップのまちづくりの再構築について
  - (5) その他
- 7 閉会

# 茅野市民憲章

わたくしたちの茅野市は、八ヶ岳連峰に象徴される美しい自然に恵まれ、縄文文化以来の長い歴史をもつ、未来に羽ばたく青年都市です。

わたくしたちは、先人の努力に培われた伝統を受けつぎ、茅野市民としての誇りと責任を持ち、人間性豊かな、明るく活力あるまちづくりをめざし、市民の総意によりこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 恵まれた自然を大切に、環境をととのえ、  
美しいまちをつくります。
- 1 すずんで協力しあい、心のふれあう、  
あたたかなまちをつくります。
- 1 教育に力をそそぎ、郷土を愛し、  
文化の香りたかいまちをつくります。
- 1 働くことに誇りと喜びをもち、  
活気ある豊かなまちをつくります。
- 1 心身をきたえ、健康で、  
明るく住みよいまちをつくります。

昭和 57 年 7 月 1 日制定



## パートナーシップのまちづくり推進会議委員名簿

令和7年度～

令和8年3月現在

区分	氏名	所属	役職	備考
	今井 敦	市長	会長	
1号委員	高木 宏明	福祉21茅野 幹事		
1号委員	岩下ふみ子	美サイクル茅野 副会長		
1号委員	小林 洋一	どんぐりネットワーク茅野 幹事		
1号委員	萩尾 是空	茅野市地域情報化推進ネットワーク 副代表		
1号委員	山崎 さおり	NPO法人茅野国際クラブ 会長		
1号委員	八幡 香	NPO法人サポートC 理事長		
2号委員	小池 義一	ちの地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	熊谷 洋	宮川地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	牛山 俊樹	米沢地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	今井 徳英	豊平地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	丸山 秀昭	玉川地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	伊東 賢司	泉野地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	池上 泰司	金沢地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	鷹野原 秀幸	湖東地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	北澤 義彦	北山地区コミュニティ運営協議会 会長		
2号委員	北澤 淳	中大塩地区区長会 会長		
3号委員	市川 純章	公募		
4号委員	小尾 幸太郎	茅野商工会議所 商業委員長		
4号委員	足立 敬太	(公社)諏訪圏青年会議所 理事		
4号委員	戸田 茂生	茅野市男女共同参画推進会議 委員		
4号委員	牛山 雄二	ゆいわーく茅野運営委員会 委員長		

- 【委員区分】
- 1号委員：分野別の市民ネットワークの関係者
  - 2号委員：地域コミュニティの関係者
  - 3号委員：市民等からの公募
  - 4号委員：その他推進会議が必要と認めた者

# パートナーシップのまちづくりと推進会議の役割について

## 1 パートナーシップのまちづくりの歩み

茅野市が進めてきたパートナーシップのまちづくりは、「まちづくりに市民等が主体的に関わり、市がそれを支援し、公民協働で取り組むまちづくり」として進めてきました。

### ○市民憲章制定、生涯学習都市宣言 S57年(1982年)～

S57年(1982年)「茅野市民憲章」を制定し、S63年(1988年)には全国で4番目となる「生涯学習都市宣言」を行いました。宣言後の取組は、学校施設の開放や学校開放講座の開催、茅野市公民館、地区公民館、分館を中心に様々な分野のことを多くの年代の方々に学んでいただく機会に。

H7年(1995年)の「生涯学習 市民意識調査」を経て、市民の意識が個人的な学びから「学んだ成果を地域に還元する」まちづくりへと指向していることが明らかになりました。

### ○重点課題への取組 H8年(1996年)～

H8年(1996年)生涯学習推進会議において、全市で取り組む重点3課題を「地域福祉」「生活環境」「教育問題(後に、こども・家庭応援)」と設定しました。これらの方針で市民ネットワーク(福祉21茅野、美サイクル茅野、どんぐりネットワーク茅野など)が形成され、政策の企画から評価まで市民と行政が役割を分担して推進しました。H15年(2003年)には、それまでの実践してきたことを踏まえ、まちづくりの合意形成の仕組みについて条例化した「パートナーシップのまちづくり基本条例」を制定しました。

### ○地域コミュニティの推進 H17年(2005年)～

H17年(2005年)に 市民生活に密着した地域(区・自治会や地区)でのシステムづくりを重視し、10地区の「地区センター」を「地区コミュニティセンター」に改称、職員を増員しました。また、H18年(2006年)8月までに市内全10地区で、諸団体が地域の課題を共有・解決する場として「地区コミュニティ運営協議会」が発足しました。

### ○取組の更なる充実とあらゆる主体による協働の推進 H28年(2016年)～

H28年(2016年)の推進会議において、取組が20年経過することから、今までの取組を振り返り、今後のあり方検討を行う方針が決定されました。方針に基づき、分野別市民活動団体、地区コミュニティ運営協議会、職員それぞれで、成果や課題について検討いただき、それぞれの団体において課題解決に向けて取組んで行くこととしました。

また、H28年(2016年)に市民活動の拠点として市民活動センター「ゆいわーく茅野」をオープン。民間企業、各種団体、個人、地域との連携など、あらゆる主体がつながりを持ち、地域課題を解決するための取組を進めてきました。

### ○パートナーシップのまちづくりの再構築に向けて R5年(2023年)～

R5年(2023年)パートナーシップのまちづくり推進会議において、パートナーシップのまちづくりの再構築の必要性を議論。取組を始めて四半世紀が経ち、市民団体と市との関係性に変化が生じ、施策のたたき台の段階から市民が参画するとしてパートナーシップのまちづくりの手法もいつの間にか市がたたき台を作って市民に示すようになるなど、再構築の必要性を確認し、その後の「パートナーシップのまちづくり推進会議準備委員会」において、再構築に向けた議論を進めてきました。

また、R8年度組織改編(自治・協働課設置)の協議を進める中で、パートナーシップのまちづくりと「学んだ成果を地域に還元すること」を指向した生涯学習との分離を課題として捉え、生涯学習を再び自治の実践に組み込むための組織に改編しました。

## 2 パートナーシップのまちづくりとは ※パートナーシップのまちづくり基本条例」から

### ○パートナーシップのまちづくりの基本原則

自主性の尊重	市民等のそれぞれの自主性に基づき行う
市民等と市の信頼関係	市民等と市が対等、協力の立場において、お互いの信頼関係に基づき行う
情報の共有	必要な情報をお互いに共有する
市民等の権利	市民等は、パートナーシップのまちづくりの企画、立案の段階から参画する権利を有する
市民等の役割	市民等は、自らがパートナーシップのまちづくりの主体であることを自覚し、パートナーシップのまちづくりに関する市民等の役割を果たすように努める

### ○市の責務

市民等の活動支援	市民等の活動への支援を行う。分野別の市民ネットワークと地域コミュニティとの連携や協力して行う活動のための支援を行う
施策の推進	パートナーシップのまちづくりに関する施策を積極的に推進
情報の提供	パートナーシップのまちづくりに関する情報の提供
情報の公開	パートナーシップのまちづくりに関する情報の積極的な公開を行う
説明責任	パートナーシップのまちづくりに関し、市民等に説明する責任を全うする

## 3 パートナーシップのまちづくり推進会議について

「パートナーシップのまちづくり基本条例」に基づき設置された、市民等と市が連携してまちづくりを推進するための組織です。

### 【所掌事項】

- パートナーシップのまちづくりに関する情報や意見の交換
- パートナーシップのまちづくりを推進するための連携や協力
- パートナーシップのまちづくりを推進するための啓発事業の企画、実施

※啓発事業として、H12年(2000年)からH27年(2015年)まで合計12回「パートナーシップのまちづくり推進大会」を開催

### 【構成】

委員30人以内で、分野別市民ネットワーク、地域コミュニティ、公募市民などで組織されています。

平成31年4月1日  
改正 令和 8年4月1日

(設置)

第1条 茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）の開催にあたり、公民協働の理念に基づき会議の円滑かつ効果的な運営を図ることを目的にその準備機関として、茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議準備委員会（以下、「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進会議の協議事項及び年間開催計画案に関すること
- (2) 推進会議における委員等の参集範囲、成果目標、会議手法、評価方針、会議運営方針案に関すること
- (3) 推進会議における会議資料案に関すること
- (4) その他推進会議の開催準備について必要なこと

(組織)

第3条 準備委員会は、推進会議の委員の内から互選により委員8人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、準備委員会において互選する。

- 2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 準備委員会は、必要に応じて委員以外の関係者及び関係課の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、自治・協働課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は自治・協働課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、自治・協働課の職員及び関係課の職員のうちから事務局長が指名した者をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文

平成31年4月1日から施行する。

令和8年4月1日から施行する。

## パートナーシップのまちづくり 再構築指針（案）

## パートナーシップのまちづくり推進会議準備委員会

## 0 はじめに

まちづくりは、あらゆる主体が協働し、それぞれの暮らしの豊かさの創出とその持続のために、考えて、選んで、見直すことを積み重ねていく営みである。制度や施設は、その営みを支えるために整えられてきた。いま、人口減少社会が進行し、人のつながり、働き方、地域経済、そして生活を支える時間と役割のそれぞれの配分が変化している。これらの変化を背景に、これまで整えてきた制度や施設の持続自体が課題となり、人々の暮らしの側に調整が求められる場面が生じている。

## 1 “茅野市のパートナーシップのまちづくり” とは何なのか

茅野市のパートナーシップのまちづくりは、市役所が市民をパートナーとして協働を行うことをその理念とし、その協働を通じて、多様な視点を取り入れ、きめ細やかな実践を積み重ねてきた。

この両者がまちづくりの方向性や政策の立案を行うフェーズにおいて「方向性・意思決定パートナー」として、また策定された施策の執行フェーズにおいて「行政執行パートナー」として共に政策の成就に向けて協働する、これら一連の過程とそれを裏打ちする理念を「茅野市のパートナーシップのまちづくり」と呼んできた。

この場合の市民は、個人、グループや団体・事業者、区や地区レベルの住民を指し、パートナーシップの理念に添って主体性を持ってまちづくりに関わることになる。

市役所はこのスタイルをまちづくりの手法として明確に宣言し、そのプロセスにおいて情報を開示し、市民の声に耳を傾けることで、行政の立場ではとらえきれない課題・ニーズ・アイデアを拾い上げることができたと言える。

## 2 「パートナーシップのまちづくり」の再構築

しかし現状においては以上の理念と過程からの逸脱が起きている。その逸脱とは、情報の不均衡と不十分な市民参画、およびプロセス評価の不在である。この逸脱から本来の姿へ修正していくための以下の3点の取り組みを「再構築」の柱とする。

## ① 情報開示・情報共有を進める

情報の不均衡は協働の質を毀損する。

市役所はその有する情報を開示し、市民は声を上げ発信することが求められる。

## ② 政策立案段階からの協働参画

パートナーとしての市民は市役所の政策立案の段階から参画し協働する。

## ③ 上記のプロセスを「評価」する

主体としての市民と市役所が上記①②について「どうであったのか評価」すること、それがよりよい「見直し」につながる。